高知市集合住宅建築指導要綱
書類作成にあたって

高知市集合住宅建築事前審査願

《添付書類一覧》

① 設計説明書 ――― 別紙１
② 付近見取図
③ 現地写真
④ パース ※色付き立面図で代用可
⑤ 面積求積図・計算表
⑥ 配置図
⑦ 各階平面図
⑧ 屋根伏図
⑨ 立面図（２面以上）
⑩ 屋外配管図
⑪ 公共施設整備図（①設計説明書 ５公共施設等の整備計画を図示化したもの）
⑫ 日影図 ――― 別紙２
⑬ 植栽リスト、緑被率算定表
⑭ 公図
⑮ 土地登記簿

高知市都市建設部建築指導課

所在地 ：高知市本町五丁目１番45号

TEL ： 088-823-9470

別紙１

設計説明書（作成にあたって）

集合住宅を設計する際、公共施設等の整備についても十分に計画されていると思いますが、その施設の位置、構造、利用方法等について、それぞれの管理者と協議する必要がある（あるいは協議しないと決まらない）場合、協議が不十分なままで、事前審査である建築物審査会に臨むと、管理者から計画の見直しを求める意見が出され、建築計画に遅れが生じる事も考えられます。

こういった事を防ぐために、関係各課と予備協議を済ませるようお願いします。（協議先は以下の表をご覧ください。）

建築主の方や設計者の方にはご理解とご協力をお願いします。

《協議先一覧》　　R08.04.01現在

	区　分	施設の名称	協議先	電話（088）	庁舎名	住　所
1	交通安全施設	カーブミラー ガードレール 一旦停止	くらし・交通安全課等	823-9487	本庁舎５階	本町５－１－45
2	排水施設	市道路側溝 水路（市街化区域内、外）	道路管理課 河川水路課	823-9379 823-9475	本庁舎５階	本町５－１－45
3	清掃施設	ゴミ集積場	環境業務課	856-5374	高知市クリーンセンター	長浜宮田2000-10
4	上水施設	水道引込管	水道整備課	821-9240	上下水道局２階	針木北１－15-20
5	下水施設	公共下水道 （未施工区域） 水路（市街化区域内、外）	お客様サービス課 下水道整備課 河川水路課	821-9231 821-9248 823-9475	上下水道局１階 上下水道局２階 本庁舎５階	針木北１－15-20 針木北１－15-20 本町５－１－45
6	境界の確定	市道 水路 法定外公共物 （農道・水路） その他	道路管理課 河川水路課 管財課 地区土木委員他	823-9379 823-9475 823-9413	本庁舎５階 本庁舎５階 本庁舎４階	本町５－１－45 本町５－１－45 本町５－１－45
7	消防水利	消火栓等	消防局警防課 消防局予防課	871-7502 871-7504	総合あんしんセンター５階	丸ノ内１-7-45
8	その他	景観条例・開発許可・駐車場 ・市街化調整区域内建築許可等 浄化槽・騒音対策等	都市計画課 環境保全課	823-9465 823-9471	本庁舎５階	本町５－１－45

※　協議先名や電話番号等は、組織改編等により異なる場合があります。

別紙２

日影図（作成にあたって）

（１）建築基準法第56条の２により対象区域と指定されている用途地域

第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域

については、日影図・日影時間図を次の２種類提出してください。

① 平均地盤面＋1.5ｍ（一低層）

平均地盤面＋4.0ｍ（一中高・二中高・一住居・二住居・準住居）

② 平均地盤面±０ｍ

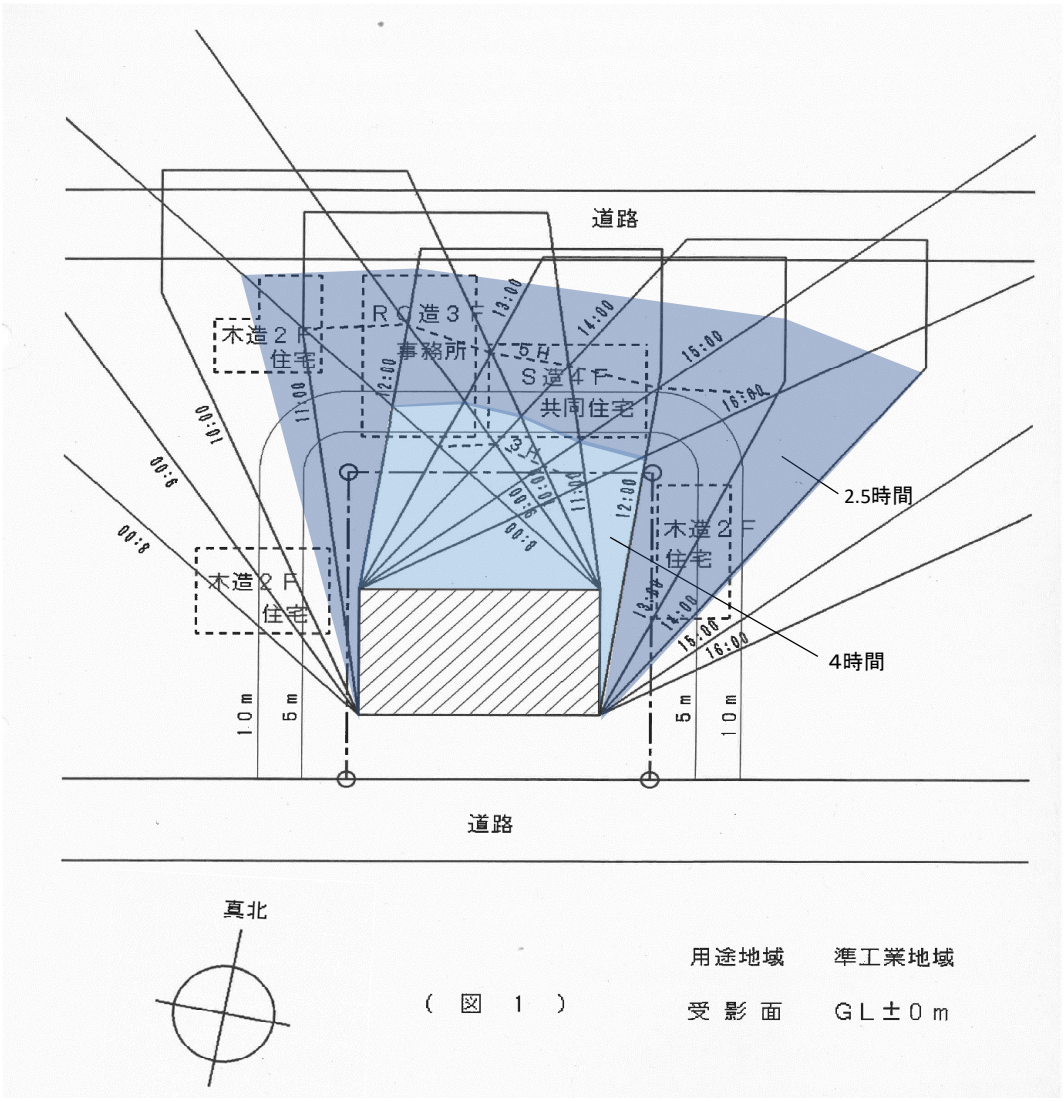
敷地の周囲の受影面に住宅等の建築物がある場合には、図面の中に概略の位置及び形を記入してください。　　【図１参照】

（２）上記以外の地域または区域については、日影図・日影時間図を次の２種類提出してください。

① 平均地盤面＋4.0ｍ（一住居・二住居・準住居地域内として作成）

② 平均地盤面±０ｍ

敷地の周囲の受影面に住宅等の建築物がある場合には、図面の中に概略の位置及び形を記入してください。　　【図１参照】



（図１）